

目次

第173回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告	43

第173回 定時株主総会 招集ご通知

🕒 開催日時

2021年3月26日（金曜日）午前10時

📍 開催場所

ホテルアソシア静岡

3階「駿府の間」

静岡市葵区黒金町56番地

📖 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）
に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬決定の件

新型コロナウイルス感染症拡大防止および皆さまの安全・安心の観点から、極力、書面の郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日の来場はお控えいただくようご検討をお願い申し上げます。

ご出席の株主さまへの「お土産」のご用意はございません。

議決権行使期限

2021年3月25日（木曜日）午後5時30分まで

証券コード 9543
2021年3月10日

株主各位

静岡市駿河区八幡一丁目5番38号
静岡ガス株式会社
代表取締役 岸田 裕之

第173回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第173回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



書面により議決権を
行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会日前日の
2021年3月25日（木曜日）午後5時30分まで
に到着するようご返送ください。



インターネット等により
議決権を行使される方へ



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、総会日前日の
2021年3月25日（木曜日）午後5時30分まで
に賛否をご入力ください。（3～4頁をご参照ください。）

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 ホテルアソシア静岡3階「駿府の間」
静岡市葵区黒金町56番地
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第173期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第173期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付
株式の割当てのための報酬決定の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主さまに郵送させていただきますので、当社代表電話054-284-4141宛にお申し出ください。
3. 監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表および個別注記表を含んでおります。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト >>> <https://www.shizuokagas.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

2021年3月26日（金曜日）
午前10時

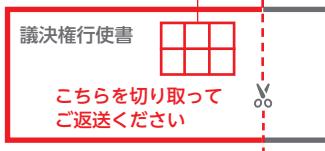
株主総会にご出席いただけない方



書面（郵送）によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議案に対する賛否をご記入ください



行使期限

2021年3月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトにはアクセスしていただき、画面の案内にしたがい、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2021年3月25日（木曜日）
午後5時30分入力分まで

議決権行使書用紙のご記入のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 〇

静岡ガス株式会社 印中

株主総会日
○年○月○日

年月日

(ご注) ○○○○

議案	賛	賛	賛	賛
第1号議案	○	○	○	○
第2号議案	○	○	○	○
第3号議案	○	○	○	○
第4号議案	○	○	○	○

切取り線

お願い

1. ○○○○

2. ○○○○

3. ○○○○

4. ○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

QRコード

見本

静岡ガス株式会社

ご確認ください

ここに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合……「賛」の欄に○印
- 否認する場合……「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合……「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合……「否」の欄に○印
- 一部の候補者を……「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

スマート行使に必要なQRコードが記載されています。この裏面には、インターネット等による議決権行使に必要な「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

※議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使期限 >>> 2021年3月25日(木曜日) 午後5時30分までにご入力ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

重複して議決権を行使された場合のお取扱

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

システム等に関する
お問い合わせ

みずほ 信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル 0120-768-524

ご利用時間 午前9時～午後9時(土・日・祝日を除く)

(ご注意)

- パスワードは、ご行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

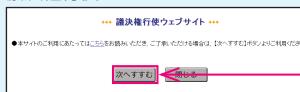
機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます)は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

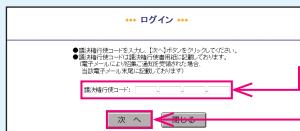
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、安定的な配当の継続を基本に、財政状況および業績などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8.5円

総額 629,406,317円

(2) 配当が効力を生じる日

2021年3月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

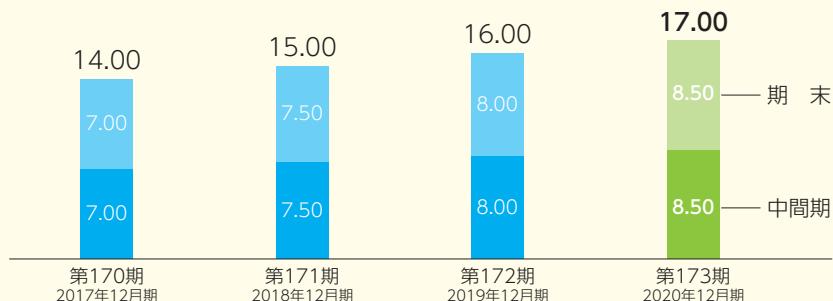
(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

<ご参考>

1株当たり
配当金の推移

(単位：円)



第2号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(9名)が、任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	候補者属性
1	と の や 戸野谷 宏	代表取締役 取締役会長	再任
2	き し だ ひろ ゆき 岸 田 裕 之	代表取締役 社長執行役員	再任
3	えん どう まさ かず 遠 藤 正 和	代表取締役 専務執行役員	再任
4	こ すぎ みつ のぶ 小 杉 充 伸	取締役 常務執行役員	再任
5	の ずえ じゅ いち 野 末 寿 一	取締役	再任 社外 独立
6	なか にし かつ のり 中 西 勝 則	取締役	再任 社外 独立
7	か とう ゆり こ 加 藤 百合子	取締役	再任 社外 独立
8	ひら の はじめ 平 野 肇	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員候補者

候補者番号

1

と の や ひろし
戸野谷 宏 (1953年8月11日生)

再任

所有する当社の株式数

57,400株

取締役在任年数

20年

取締役会への出席状況

8/8回 (100%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

1976年 4月	当社入社	2010年 4月	当社取締役 専務執行役員
1997年 4月	当社総務グループリーダー	2011年 1月	当社代表取締役 取締役社長
2001年 3月	当社取締役	2018年 1月	当社代表取締役 取締役会長
2007年 1月	当社取締役 常務執行役員 企画部長		現在に至る

● 取締役候補者とした理由等

主に総務、人事関連業務に従事し、2011年1月から2017年12月までの7年間取締役社長、2018年1月から取締役会長として取締役会議長を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

きし だ ひろ ゆき
岸田 裕之 (1958年12月12日生)

再任

所有する当社の株式数

3,800株

取締役在任年数

7年

取締役会への出席状況

8/8回 (100%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

1981年 4月	当社入社	2015年 4月	当社取締役 常務執行役員 くらし事業部長
2012年 4月	当社執行役員 企画部長	2016年 1月	当社取締役 専務執行役員 くらし事業本部長
2013年 3月	南富士パイプライン(株) 代表取締役 取締役社長	2018年 1月	当社代表取締役 社長執行役員 くらし事業本部長
2014年 1月	当社常務執行役員 企画・原料・総合エネルギー 事業推進部門統括	2019年 1月	当社代表取締役 社長執行役員 現在に至る
2014年 3月	当社取締役 常務執行役員 企画・原料・総合エネルギー 事業推進部門統括		

● 取締役候補者とした理由等

主に企画関連業務に従事し、現在は社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

えん どう まさ かず
遠 藤 正 和

(1953年6月28日生)

再任

所有する当社の株式数
26,200株取締役在任年数
11年取締役会への出席状況
8/8回 (100%)

●略歴並びに当社における地位および担当

1976年4月	当社入社	2016年3月	当社取締役 専務執行役員 マルチエネルギー事業本部長 兼 産業エネルギー部長
2011年3月	当社取締役 常務執行役員 エネルギー営業部長	2019年1月	当社代表取締役 専務執行役員 くらし事業本部長 兼 マルチエネルギー事業本部長
2014年3月	静岡ガスエネルギー(株) 代表取締役 取締役社長 静岡ガスサービス(株) 代表取締役 取締役社長	2021年1月	当社代表取締役 専務執行役員 営業本部長 兼 営業本部戦略推 進部長 現在に至る
2016年1月	当社専務執行役員 マルチエネルギー事業本部長 兼 産業エネルギー部長		

●取締役候補者とした理由等

主に産業用エネルギー関連業務に従事し、現在は専務執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

こ すぎ みつ のぶ
小 杉 充 伸

(1961年11月28日生)

再任

所有する当社の株式数
16,000株取締役在任年数
5年取締役会への出席状況
8/8回 (100%)

●略歴並びに当社における地位および担当

1985年4月	当社入社	2014年4月	当社執行役員 企画部長
2006年7月	当社広報グループリーダー	2016年1月	当社常務執行役員 企画部長
2007年1月	当社コーポレートサービス部 広報・IR担当マネジャー	2016年3月	当社取締役 常務執行役員 企画部長
2010年4月	当社企画部 経営企画担当 マネジャー	2017年1月	当社取締役 常務執行役員 経営管理部長 兼 事業戦略部長
2012年4月	当社企画部 副部長 兼 経営企画担当マネジャー	2017年3月	当社取締役 常務執行役員 経営管理部長
2014年1月	当社執行役員 企画部長 兼 経営企画担当マネジャー	2020年1月	当社取締役 常務執行役員 総務人事部長 現在に至る
2014年3月	南富士パイプライン(株) 代表取締役取締役社長		

●取締役候補者とした理由等

主に企画関連業務に従事し、現在は常務執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

の ずえ じゅ いち
野 末 寿 一

(1960年8月15日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

5,000株

取締役在任年数

6年

取締役会への出席状況

8/8回(100%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

1987年4月 弁護士登録
1990年12月 加藤法律特許事務所
(現 静岡のぞみ法律特許事務所)
入所 現在に至る
1996年3月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得
1996年10月 弁理士登録
2003年3月 当社社外監査役

2005年4月 (株)ミスミグループ本社
社外監査役 現在に至る
2015年3月 当社社外取締役 現在に至る
2015年6月 レック(株) 社外取締役
(監査等委員) 現在に至る
2018年6月 (株)赤阪鐵工所 社外取締役
現在に至る

● 重要な兼職の状況

静岡のぞみ法律特許事務所 弁護士
(株)ミスミグループ本社 社外監査役

レック(株) 社外取締役 (監査等委員)
(株)赤阪鐵工所 社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由等

弁護士として企業法務に携わることで培われた高度な法的専門性、幅広い視野および高い見識により、現在も社外取締役として、経営全般に適切な助言をいただいております。同氏には、引き続き当社の経営全般に適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役または監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって18年となります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出ております。

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

4年

取締役会への出席状況

7/8回(88%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

1976年4月	(株)静岡銀行入行	2005年4月	同行取締役 常務執行役員 企画・管理担当 経営統括副本部長
1998年12月	同行人事部 副部長 兼 人事課長	2005年6月	同行代表取締役 取締役頭取
1999年4月	同行理事 人事部長	2017年3月	当社社外取締役 現在に至る
1999年6月	同行理事 経営管理部長	2017年6月	(株)静岡銀行代表取締役 取締役 会長 現在に至る
2001年6月	同行取締役 執行役員 経営企画部長		静岡鉄道(株)社外取締役 現在に至る
2003年6月	同行取締役 常務執行役員		

● 重要な兼職の状況

(株)静岡銀行 代表取締役 取締役会長
静岡鉄道(株) 社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由等

金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識により、現在も社外取締役として、経営全般に適切な助言をいただいております。同氏には、引き続き企業の海外展開支援などにより培われた国際感覚や経験を活かし、当社の海外展開を含めた経営全般に適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出ております。

所有する当社の株式数
 一株

取締役在任年数
 3年

取締役会への出席状況
 8/8回 (100%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

2000年 4月	キヤノン(株)入社	2013年 6月	トクラス(株) 社外取締役
2001年 4月	(株)三共製作所入社	2017年 3月	やさいバス(株) 代表取締役 現在に至る
2009年10月	(株)エムスクエア・ラボ 代表取締役 現在に至る	2018年 3月	当社社外取締役 現在に至る
2012年10月	C S N地方創生ネットワーク(株) 取締役	2018年 7月	グローバルデザインスクール(株) 代表取締役 現在に至る
		2020年 6月	スズキ(株) 社外取締役 現在に至る

● 重要な兼職の状況

(株)エムスクエア・ラボ 代表取締役
 やさいバス(株) 代表取締役

グローバルデザインスクール(株) 代表取締役
 スズキ(株) 社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由等

農業支援ビジネスの経営者として培われた豊富な経験と高い見識により、現在も社外取締役として経営全般に適切な助言をいただいております。同氏には、引き続き新規ビジネスの起業により培われた経験を活かし、当社のくらしサービス事業、新規事業展開を含めた経営全般に助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
 同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出ております。

所有する当社の株式数
一株

取締役在任年数
2年

取締役会への出席状況
8/8回 (100%)

●略歴並びに当社における地位および担当

1979年 4月	三菱商事(株)入社	2015年 4月	同社エネルギー事業グループ COO (石油・ガス探鉱開発事業、 天然ガス事業関係)
2010年 4月	同社執行役員 石油事業本部長		兼 天然ガス事業本部長
2013年 4月	同社執行役員 天然ガス事業本部 副本部長	2016年 4月	同社エネルギー事業グループ CEO
2014年 4月	同社常務執行役員 天然ガス事業本部長	2018年 4月	同社顧問
		2019年 3月	当社社外取締役 現在に至る
		2019年 6月	三菱商事(株)常勤監査役 現在に 至る

●重要な兼職の状況

三菱商事(株) 常勤監査役

●社外取締役候補者とした理由等

大手商社の経営者として培われた豊富な経験と、エネルギー事業に精通した高い見識により、現在も社外取締役として経営全般に適切な助言をいただいております。同氏には、引き続き当社の原料調達や海外事業展開を含めた経営全般に適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出ております。

(注) 1.中西勝則氏は(株)静岡銀行の代表取締役 取締役会長であり、当社と当社との間に資金の借入等の取引関係、加藤百合子氏はやさいバス(株)の代表取締役であり、当社と当社との間に土地の使用貸借の取引関係があります。

2.その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3.社外取締役との責任限定契約について

当社と野末寿一、中西勝則、加藤百合子、平野肇の4氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。4氏の再任がご承認された場合、当社は4氏との間の上記の責任限定契約を継続する予定であります。

4.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員としての業務に起因する損害賠償請求によって受ける損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 中井元氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

こ ばやし ひで ふみ
小林 英文

(1957年9月27日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数
一株

監査役に在任年数
一年

取締役会への出席状況
一/一回 (一%)

監査役会への出席状況
一/一回 (一%)

●略歴並びに当社における地位

1981年4月	(株)日本興業銀行(現 (株)みずほ銀行)入行	2014年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員
2010年4月	(株)みずほコーポレート銀行 執行役員 ポートフォリオマネジメント部長	2017年6月	兼 みずほ証券(株) 常務取締役 兼 常務執行役員 DOWAホールディングス(株) 常勤監査役 現在に至る
2012年4月	みずほ証券(株) 常務執行役員	2020年6月	共和産業海運(株) 非常勤監査役 現在に至る
2013年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 兼 みずほ証券(株) 常務執行役員		

●重要な兼職の状況

DOWAホールディングス(株) 常勤監査役 共和産業海運(株) 非常勤監査役

●社外監査役候補者とした理由等

金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識に加え、国際金融分野における経験と高い見識、さらには財務および会計に関する見識も有していることから、監査役としての業務を適切に遂行できる人材と判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出る予定であります。

(注)1.候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役候補者として有為な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の規定する額に限定する契約を締結できる旨を定めております。小林英文氏の選任がご承認された場合、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を締結する予定であります。

3.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員としての業務に起因する損害賠償請求によって受ける損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉静岡ガス株式会社 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という）が以下のいずれにも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者（※1）またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先（※2）またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 過去3年間に於いて上記1.、2. または3. に掲げる者
5. 次の（A）から（C）までのいずれかに掲げる者で重要な者（※4）の配偶者、二親等以内の親族
 - （A）上記1. から上記4. までに掲げる者
 - （B）当社の子会社の業務執行者
 - （C）過去3年間に於いて前（B）または当社の業務執行者に該当していた者

- ※1：「当社を主要な取引先とする者」とは、当社の事業活動に欠くことができないような商品・役務の提供を行っている相手で、当該取引先との取引で当社が支払う金額が、取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※2：「当社の主要な取引先」とは、当社の事業活動に欠くことができないような商品・役務の提供を行っている相手で、かつ次のいずれかに該当する者をいう。
 - ①当該取引先との取引で当社が受け取る金額が、当社の連結売上高の2%を超える者
 - ②当社の当該金融機関からの借入金の総額が当社の連結総資産の2%を超える者
- ※3：過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上
- ※4：取締役（社外取締役を除く）または執行役員等の上級管理職である使用人、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士

取締役（社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年3月29日開催の当社第159回定時株主総会において、年額300,000千円以内として、また、2014年3月27日開催の当社第166回定時株主総会において、前記年額報酬等の範囲内で、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとして、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、前記年額報酬等の範囲内で、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案が承認可決されることを条件に、従来の株式報酬型ストックオプションの制度は廃止し、当該制度に基づくストックオプションとしての新たな新株予約権の割当ては、今後、行わないことといたします。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として前記年額報酬等の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数150,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役および執行役員の内いずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、企業収益が減少し設備投資や個人消費が落ち込むとともに、雇用情勢も悪化するなど、厳しい状況が続きました。

エネルギー業界におきましては、業種や地域の垣根を越えた競争が一層激しさを増すとともに、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す政府方針の発表により、脱炭素社会実現に向けた要請が一段と加速するなど、当社を取り巻く環境は大きく変化いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、持続的な地域社会の発展に貢献するとともに、お客さまへ最適なソリューションを提供する「地域No.1ソリューション企業グループ」を目指し、積極的な事業活動を展開してまいりました。

当期における当社グループの連結売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響によりガス販売量が減少したに加え、原料費調整制度によるガス販売単価の下方調整などにより、前期に比べ14.3%減の1,213億2千万円となりました。

連結営業利益は、原料価格の変動がガス販売単価に反映されるタイムラグが利益の押し上げ要因となったものの、配船調整引当金の計上などにより、前期に比べ13.0%減の68億2千8百万円となり、連結経常利益は同13.4%減の73億9千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同32.8%減の37億9百万円となりました。

以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

● ガス

お客さま数（取付メーター数）は、新築市場および既存市場において新規のお客さまの獲得に努めたことなどから、当期中に595戸増加し、期末現在で359,233戸となりました。

<ご参考>

売上高（単位：百万円）

141,544
121,320

第172期
2019年12月期
第173期
2020年12月期

営業利益（単位：百万円）

7,852
6,828

第172期
2019年12月期
第173期
2020年12月期

経常利益（単位：百万円）

8,537
7,391

第172期
2019年12月期
第173期
2020年12月期

親会社株主に帰属する
当期純利益（単位：百万円）

5,519
3,709

第172期
2019年12月期
第173期
2020年12月期

ガス販売量は、前期に比べ4.9%減の14億7千1百万立方メートルとなりました。用途別では、家庭用は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛による在宅時間の増加などにより、前期に比べ2.7%増の9千4百万立方メートルとなりました。業務用（商業用・公用および医療用）は、新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店やホテル等の稼働が減少したことなどにより、前期に比べ7.5%減の7千4百万立方メートルとなりました。工業用は、お客さま設備の稼働減少などから、前期に比べ6.2%減の7億7千7百万立方メートルとなりました。卸供給は、前期に比べ3.7%減の5億2千6百万立方メートルとなりました。

売上高は、販売量の減少や原料費調整制度によるガス販売単価の下方調整により、前期に比べ16.3%減の959億9百万円となりました。

●LPG・その他エネルギー

電力販売では、小売は増加したものの、卸売の大幅な減少により全体の販売量が減少したことに加え、LPG販売における販売単価の引き下げなどにより、売上高は前期に比べ3.5%減の171億5千4百万円となりました。

●その他

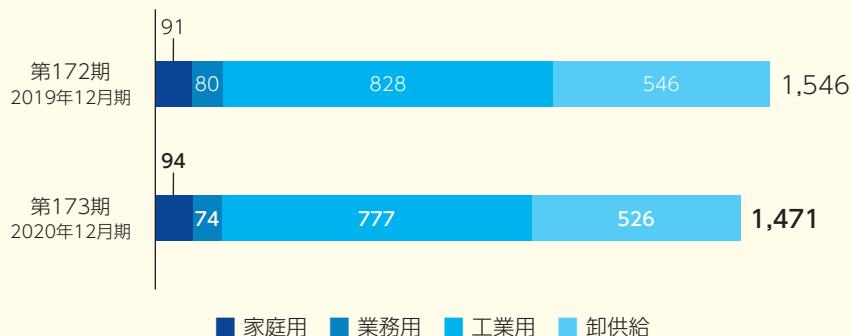
設備工事、受注工事およびガス機器販売などのその他の事業の売上高は、設備工事の売上が減少したことなどにより、前期に比べ5.0%減の145億3千3百万円となりました。

- (注) 1. 各事業の売上高には、事業部門間の内部売上高を含んでおりますが、連結売上高には、これを含んでおりません。
 2. ガス販売量は、1立方メートル当たり45MJ（メガジュール）換算で表示しております。
 3. 消費税等については、税抜方式によっております。

<ご参考>

ガス販売量

(単位：百万m)



2) 設備投資等の状況

当期は、天然ガスの安定供給のためのガス導管建設工事などを行い、設備投資総額は90億5百万円となりました。

3) 資金調達状況

当期は、設備資金の一部を長期借入金で調達しました。なお、借入金は既往の返済が進んだことにより、前期末に比べ21億3千1百万円減の60億8千5百万円となりました。

4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、地球温暖化による化石燃料への逆風、自由化による電力・ガスの競争激化、デジタル化の進展など、大きく変わりつつあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が制限される中、新たな価値観に基づく生活スタイルへの転換が進み、持続可能な社会への意識も急激に高まっています。特に「脱炭素」については、わが国政府が2050年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素社会の実現に向けた動きが大きく加速しています。

当社グループは、これまでエネルギー事業者の基本的使命である安定供給と保安の確保はもとより、天然ガスの普及拡大やエネルギーの高度利用により省エネ・省CO2を推進してきました。引き続き低炭素化に貢献する取り組みをより一層推進するとともに、将来の脱炭素社会に向けて、国内外における再生可能エネルギー電源の開発にも積極的に取り組み、さらにその先にある水素やメタネーション（カーボンニュートラルガス）にも早い段階から関わっていく所存であります。

こうした取り組みを推進し、事業部の機能と権限の強化、迅速な意思決定を可能とするため、事業推進を統括する「営業本部」、「導管ネットワーク本部」、「グローバル・エネルギー本部」の3本部と、グループ本社機能を担う「経営戦略部」、「デジタルイノベーション部」、「総務人事部」の3部から成る組織体制へと移行しました。

営業本部では、家庭用と業務用・工業用部門を統合し、一体的なグループ顧客基盤の拡大を進めていきます。お客さまの暮らしに寄り添ったサービスやガス、電気、熱を組み合わせた効率的なエネルギー利用の提案、そしてこれまで培ったノウハウに他社との協業やデジタル技術を掛け合わせた新サービスの創出などにより、お客さまや地域社会に新たな価値を提供してまいります。

導管ネットワーク本部では、「安心・安全」を第一に保安と安定供給の維持に努めるとともに、地震災害時の早期復旧を可能とするため、経年化の進んだガス管の入替、耐震化ブロックの構築を引き続き進めていきます。また、ご家庭内の設備工事をワンストップで提供する体制を構築するなど、ガス工事以外の分野にも事業を拡大していきます。

グローバル・エネルギー本部では、基地事業、LNG事業、電力・再エネ事業、海外事業を推進していきます。基地、LNG事業では、袖師基地の強靱化工事を進め、天然ガスインフラのレジリエンス強化に取り組むとともに、LNGの再出荷や船舶へのLNG燃料の供給など、基地を活用した新たな付加価値を創出していきます。流動化が進むLNG市場においては、シンガポールを拠点とするネットワークを活用したLNG取引の多様化などにより、LNG調達価格の低減に取り組んでいきます。電力・再エネ事業では、地域のエネルギー資源と自社電源を組み合わせた地産地消型の電力供給システムなどにより、地域における効率的なエネルギー利用と電力の安定供給に努めるとともに、国内外における再生可能エネルギー電源の開発に取り組んでいきます。海外事業では、インドネシアやタイをはじめとするアジア諸国において、国内で培った技術力やノウハウを活用した事業を、着実かつスピード感を持って進めていきます。

グループ本社では、3本部が実行する各事業について、中長期的な視点で事業の進捗やリスクを検証し、各事業の持続的な成長を推進していきます。新たに創設した「デジタルイノベーション部」では、デジタル技術活用による業務効率化を進めるとともに、次世代デジタル技術の調査・発掘を進め、既存事業の革新と新規事業の創出に繋げていきます。そのためにも、社員の創造力や能力開発などに向けた人材育成を一層拡充しながら、同時に社員が働きやすい仕組み・職場環境作りにも注力してまいります。

当社グループは、地域No.1ソリューション企業グループを目指し、今後もお客さまと地域に寄り添いながら、地域社会の持続的な発展にグループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第170期 2017年12月期	第171期 2018年12月期	第172期 2019年12月期	第173期 2020年12月期
売上高 (百万円)	122,027	143,199	141,544	121,320
経常利益 (百万円)	8,341	5,589	8,537	7,391
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,985	3,290	5,519	3,709
1株当たり当期純利益 (円)	67.56	44.58	74.62	50.09
総資産 (百万円)	109,229	113,454	115,027	118,177
純資産 (百万円)	82,472	82,356	86,410	87,673

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第172期の期首から適用しており、第171期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
清水エル・エヌ・ジー株式会社	3,000	65.00	LNG基地の運営およびガスの製造販売
静岡ガス&パワー株式会社	495	100.00	発電、電力の売買
静岡ガスリビング株式会社	400	100.00	警報器の販売およびリフォーム事業
静岡ガスエネルギー株式会社	240	100.00	LPGおよびLPG機器の販売
吉田瓦斯株式会社	80	69.97	山梨県富士吉田市におけるガス事業

②特定完全子会社の状況

当期末において当社の特定完全子会社はありません。

③企業結合の成果

当期末における当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む24社であります。当期の連結売上高は1,213億2千万円(前期比14.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は37億9百万円(前期比32.8%減)であります。

7) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
ガス	都市ガスの製造・供給・販売、LNGの販売
LPG・その他エネルギー	LPGの販売、電力、オンサイト・エネルギーサービス
その他	ガス工事の施工、ガス機器・警報器の販売、リフォーム事業、車両・事務機器等のリース

8) 主要な事業所（2020年12月31日現在）

①当社

本 社（静岡市駿河区）

支 社

名 称	所在地
静岡支社	静岡市駿河区
富士支社	静岡県富士市

名 称	所在地
東部支社	静岡県沼津市

②主要な子会社

名 称	所在地
清水エル・エヌ・ジー株式会社	静岡市清水区
吉田瓦斯株式会社	山梨県富士吉田市
中遠ガス株式会社	静岡県掛川市
袋井ガス株式会社	静岡県袋井市
御殿場ガス株式会社	静岡県御殿場市
島田瓦斯株式会社	静岡県島田市
下田ガス株式会社	静岡県下田市
信州ガス株式会社	長野県飯田市
佐渡ガス株式会社	新潟県佐渡市
静岡ガスエネルギー株式会社	静岡市駿河区
静岡ガス&パワー株式会社	静岡県富士市
静岡ガスリビング株式会社	静岡市駿河区

名 称	所在地
静岡ガス・エンジニアリング株式会社	静岡市駿河区
静岡ガスクレジット株式会社	静岡市駿河区
静岡ガスサービス株式会社	静岡市駿河区
静岡ガス・システムソリューション株式会社	静岡市駿河区
静岡ガス保険サービス株式会社	静岡市駿河区
エネリア静岡中央株式会社	静岡市駿河区
エネリア静岡北株式会社	静岡市葵区
エネリア東部中央株式会社	静岡県沼津市
エネリア東部東株式会社	静岡県沼津市
株式会社SG・Bang Bo/パワーホールディング	静岡市駿河区
SHIZUOKA GAS TRADING PTE. LTD.	シンガポール

9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,433名	+34名

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

10) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社日本政策投資銀行	3,249
株式会社静岡銀行	1,029
島田掛川信用金庫	505
株式会社みずほ銀行	369
第一生命保険株式会社	320

2 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

1) 発行可能株式総数

普通株式 240,000,000株

2) 発行済株式の総数

普通株式 74,047,802株（自己株式 2,145,148株を除く）

3) 株主数

3,101名

4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
鈴 与 商 事 株 式 会 社	8,227	11.11
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	4,687	6.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,120	5.56
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	4,000	5.40
鈴 与 建 設 株 式 会 社	3,158	4.26
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	2,820	3.80
株 式 会 社 静 岡 銀 行	2,682	3.62
株 式 会 社 フ ジ ド リ ー ム エ ア ラ イ ン ズ	2,543	3.43
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	2,346	3.16
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,824	2.46

(注) 1. 当社は、自己株式を2,145,148株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権に関する事項

当社は、当社取締役等の長期的な企業価値向上への動機付けを明確化し、株主の皆さまと利益意識を共有することを目的に、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。

1) 当事業年度の末日に当社取締役が保有する新株予約権等

発行回次 (発行決議日)	保有者数と新株 予約権の数 (社外取締役を除く)	目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	新株予約権の 権利行使期間
第1回新株予約権 (2014年3月27日)	3名 147個	普通株式 14,700株	1個につき 55,500円	1株あたり1円	2014年4月15日から 2044年4月14日まで
第2回新株予約権 (2015年3月25日)	3名 108個	普通株式 10,800株	1個につき 75,900円	1株あたり1円	2015年4月14日から 2045年4月13日まで
第3回新株予約権 (2016年3月23日)	5名 204個	普通株式 20,400株	1個につき 70,300円	1株あたり1円	2016年4月12日から 2046年4月11日まで
第4回新株予約権 (2017年3月22日)	5名 225個	普通株式 22,500株	1個につき 69,600円	1株あたり1円	2017年4月11日から 2047年4月10日まで
第5回新株予約権 (2018年3月23日)	5名 192個	普通株式 19,200株	1個につき 88,900円	1株あたり1円	2018年4月12日から 2048年4月11日まで
第6回新株予約権 (2019年3月20日)	5名 182個	普通株式 18,200株	1個につき 87,700円	1株あたり1円	2019年4月9日から 2049年4月8日まで
第7回新株予約権 (2020年3月25日)	5名 209個	普通株式 20,900株	1個につき 90,600円	1株あたり1円	2020年4月15日から 2050年4月14日まで

2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等

発行回次 (発行決議日)	交付者数と新株 予 約 権 の 数	目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	新株予約権の 権利行使期間
第7回新株予約権 (2020年3月25日)	当社執行役員 1名 17個	普通株式 1,700株	1個につき 90,600円	1株あたり1円	2020年4月15日から 2050年4月14日まで
	完全子会社取締役 1名 14個	普通株式 1,400株			

- (注) 1. 執行役員のうち、取締役を兼務している者については、取締役の欄に記載しています。
2. 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社または当社の完全子会社のそれぞれの会社において、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日から10日間に限り、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができます。

4 会社役員に関する事項（2020年12月31日現在）

1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
戸野谷 宏	代表取締役 取締役会長	
岸 田 裕 之	代表取締役 社長執行役員	
遠 藤 正 和	代表取締役 専務執行役員 (くらし事業本部長 兼 マルチエネルギー事業本部長)	
杉 山 昭 弘	取締役 常務執行役員 (導管ネットワーク事業部長、安全推進室担当)	静浜パイプライン株式会社 代表取締役 取締役社長
小 杉 充 伸	取締役 常務執行役員 (総務人事部長)	
野 末 寿 一	取締役	静岡のぞみ法律特許事務所 弁護士 株式会社ミスミグループ本社 社外監査役 レック株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社赤阪鐵工所 社外取締役
中 西 勝 則	取締役	株式会社静岡銀行 代表取締役 取締役会長 静岡鉄道株式会社 社外取締役
加 藤 百合子	取締役	株式会社エムスクエア・ラボ 代表取締役 やさいバス株式会社 代表取締役 グローバルデザインスクール株式会社 代表取締役 スズキ株式会社 社外取締役
平 野 肇	取締役	三菱商事株式会社 常勤監査役
飯 田 晃 司	常勤監査役	
丸 野 孝 一	監査役	株式会社第一生命経済研究所 代表取締役社長 株式会社ツガミ 社外取締役
中 井 元	監査役	株式会社宇徳 社外取締役
谷 津 良 明	監査役	谷津公認会計士事務所 エレマテック株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
2020年3月25日開催の第172回定時株主総会終結の時をもって、勝又 茂氏および岩崎清悟氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 2020年3月25日開催の第172回定時株主総会において、飯田晃司氏は監査役に選任され就任いたしました。
(2) 2020年3月25日開催の第172回定時株主総会終結の時をもって、上田直弘氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役 野末寿一、中西勝則、加藤百合子、平野 肇の4氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 丸野孝一、中井 元、谷津良明の3氏は、社外監査役であります。

5. 取締役 野末寿一、中西勝則、加藤百合子、平野 肇および監査役 丸野孝一、中井 元の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反の生じることのない独立役員として届け出ております。
6. 監査役 丸野孝一氏は、生命保険会社の経営者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 中井 元氏は、金融機関の経営者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役 谷津良明氏は、会計士としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年12月31日現在の体制は次のとおりであります。

社長執行役員	岸田 裕之	
専務執行役員	遠藤 正和	くらし事業本部長 兼 マルチエネルギー事業本部長
常務執行役員	杉山 昭弘	導管ネットワーク事業部長、安全推進室担当
常務執行役員	小杉 充伸	総務人事部長
常務執行役員	中井 俊裕	エネルギー戦略部担当
常務執行役員	村井 陽一	海外事業部担当
執行役員	町野 文重	原料部長
執行役員	吉兼 正哲	事業推進部長
執行役員	良知 浩	基地事業部長、原料部管掌
執行役員	杉山 武靖	くらし事業本部 くらしデザイン部長
執行役員	金田 裕孝	マルチエネルギー事業本部 産業エネルギー部長
執行役員	内藤 貴康	経営戦略部長、事業推進部管掌

2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 野末寿一、中西勝則、加藤百合子、平野 肇および監査役 丸野孝一、中井 元、谷津良明の各氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。

3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の額

取締役11名	201,965千円
監査役5名	33,480千円

- (注) 1. 上記のうち、社外役員7名（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は、43,200千円であります。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第159回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議させていただいており、この報酬限度額には、2014年3月27日開催の第166回定時株主総会で決議させていただいた新株予約権に係る費用計上額を含んでおります。
3. 監査役の報酬限度額は、1999年3月30日開催の第151回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議させていただいております。
4. 取締役の報酬額には、新株予約権に係る費用計上額（5名 18,935千円）を含んでおります。また、2020年3月25日開催の第172回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名の報酬額を含んでおります。
5. 監査役の報酬額には、2020年3月25日開催の第172回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名の報酬額を含んでおります。
6. 当社は、2007年3月29日開催の第159回定時株主総会において、取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議させていただいております。
上記の報酬額その他、同決議に基づき、2020年3月25日開催の第172回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名へ役員退職慰労金として28,550千円を支給しております。

② 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の報酬は、その責務に相応しい水準であるとともに、業務執行において単年度の業績を反映させるとともに中長期的な企業価値の最大化に向けた意欲を高めることができるよう、基本報酬、業績に連動する報酬および新株予約権（ストックオプション）から構成しております。また、社外取締役については、基本報酬のみで構成しております。なお、取締役の報酬体系ならびに具体的な報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会にて審議し、取締役会において決定しております。

当社監査役の報酬額は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で監査役会において決定しております。

4) 社外役員に関する事項

①社外取締役 野末寿一氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と静岡のぞみ法律特許事務所、株式会社ミスミグループ本社、レック株式会社、株式会社赤阪鐵工所との間に特別の関係はありません。なお、当社と野末寿一氏は、顧問弁護士契約を締結しております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に対し、適宜助言を行っております。

②社外取締役 中西勝則氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と株式会社静岡銀行との間に資金の借入等の取引関係があります。静岡鉄道株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対し、適宜助言を行っております。

③社外取締役 加藤百合子氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社とやさいバス株式会社との間に土地の使用貸借の取引関係があります。株式会社エムスクエア・ラボ、グローバルデザインスクール株式会社、スズキ株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、農業支援ビジネスの経営者として培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対し、適宜助言を行っております。

④ 社外取締役 平野 肇氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と三菱商事株式会社との間に原料LNGの取引関係があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、大手商社で培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対し、適宜助言を行っております。

⑤ 社外監査役 丸野孝一氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と株式会社第一生命経済研究所、株式会社ツガミとの間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全て、監査役会10回全てに出席し、生命保険会社の経営者として培われた豊富な経験と財務および会計に関する知見に基づき、適切な発言を行っております。

⑥ 社外監査役 中井 元氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と株式会社宇徳との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全て、監査役会10回全てに出席し、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識から、適切な発言を行っております。

⑦ 社外監査役 谷津良明氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と谷津公認会計士事務所、エレマテック株式会社との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全て、監査役会10回全てに出席し、主に会計士としての専門の見地から、適切な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

42,000千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52,390千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分けしておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の妥当性や適切性、会計監査の職務執行状況を確認し、監査時間および報酬単価等の算出根拠、算出内容を精査した結果、当該報酬は適切、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、収益認識基準の導入にかかる指導・助言業務および託送収支計算書等にかかる合意された手続実施業務を委託しております。

5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるSHIZUOKA GAS TRADING PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しており、その内容は次のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会は、法令、定款および取締役会規程等に基づき、経営上の重要事項について決定を行う。
- イ. 取締役は、取締役会規程に則り、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
- ウ. 監査役は、法令および監査役会規程に定める監査方針、監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査する。
- エ. 取締役を含む役職員が法令、定款および倫理等を遵守するための行動基準を制定するとともに、コンプライアンスに関する相談窓口を設置する。
- オ. 代表取締役社長執行役員または代表取締役社長執行役員が指名するものを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスを推進し、その活動状況を取締役会に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）およびその他の重要な情報を、文書取扱規程に従い保存し、取締役および監査役が、必要な書類を随時入手できるよう管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 執行役員は、それぞれの業務に関連して発生する会社経営に及ぼす重要なリスクを管理する体制を整備する。
- イ. 代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、会社経営に影響を及ぼす可能性のある業務上のリスクをグループ横断で統括する。
- ウ. 取締役執行役員は、重要なリスク管理の状況を取締役会に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会で承認された中期および単年度の連結経営計画に基づき業務を遂行するとともに、経営計画の進捗状況を取締役会に報告し、必要に応じて計画達成に向けた方策や計画の見直し等について審議する。
- イ. 取締役会規程に基づき重要案件を取締役会に付議するとともに、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ウ. 執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務執行の効率化を図るとともに、機動的で質の高い業務執行体制を構築する。
- エ. 組織規程に定められた業務分掌・職務権限・決裁手続等に従い、執行役員および各組織内の責任者等が担当業務について適時・的確に意思決定する。
- オ. 執行役員等をメンバーとする経営会議を定時開催し、重要な業務執行の審議を行う。

- ⑤**使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
- ア. コンプライアンス規程に基づき当社のコンプライアンスの推進を図る。
 - イ. コンプライアンスに関する相談窓口を設置し、コンプライアンスに関する潜在的なリスクを収集し、社内における自浄能力の強化を図る。
 - ウ. コンプライアンス委員会は、役職員への教育・啓蒙を行い、コンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥**当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ア. 子会社への取締役の派遣および関係会社管理規程に基づき、子会社の全般的な経営管理を行う。
 - イ. 当社常勤役員、執行役員および子会社の経営責任者をメンバーとする会議を開催し、子会社の経営状況を確認し、子会社および当社グループの経営課題やリスクを適正に管理する。
 - ウ. 当社の内部監査部門は子会社の監査を行う。
 - エ. 監査役および会計監査人は重要な子会社を中心に子会社の監査を行う。
 - オ. 当社のコンプライアンス委員会は、子会社を含めたグループ全体のコンプライアンスの推進を図る。
- ⑦**監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- 監査役は、内部監査部門や執行部門の役職員と連携し、各部門の業務執行状況の確認およびその他監査役が必要と認める事項について補助を求めることができる。補助を求められた役職員は、当該補助の業務に関し監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑧**取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ア. 監査役は、取締役会等の社内の重要な会議に出席し、重要な決定や報告を確認する。
 - イ. 監査役は、会議報告書等その他の重要な書類を随時閲覧することができ、稟議書は、全て常勤監査役に回覧する。
 - ウ. 内部監査部門は、内部監査報告書を監査役に回覧するとともに、監査役の求めに応じて、監査役への状況報告や意見交換等を行い、監査役との密接な連携を保つ。
 - エ. 取締役は、職務の遂行に関して重大な不正行為、法令・定款に違反する行為または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役会に報告する。
 - オ. 監査役は、いつでも必要に応じ、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
 - カ. 監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない体制を整備する。
- ⑨**その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ア. 監査役の半数以上は社外監査役とし、監査の透明性を担保する。
 - イ. 監査役会は、代表取締役社長執行役員、会計監査人それぞれと定期的に意見交換を行う。
 - ウ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩反社会的勢力を排除するための体制

- ア. 当社は、地域社会への貢献を理念とする企業として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たず、また、反社会的勢力および団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針とする。また、本方針を静岡ガスグループ行動基準に規定し、全従業員に周知・徹底を図る。
- イ. 本社に対応統括部署、また、本社および各支社に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力および団体からの不当要求に対応する体制を構築する。
- ウ. 対応統括部署および不当要求防止責任者は、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携関係を構築し、定期的な情報の収集・管理を行うとともに、収集した情報は関係部門へ周知し、社内における情報の共有化および注意喚起を行う。

⑪財務報告の適正性を確保するための体制

- ア. 「財務報告に係る内部統制システム管理規程」を定め、当該規程に基づき財務報告に係る内部統制システムを適切に整備・運用し、適正な評価を行う。
- イ. 代表取締役社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役に報告する。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、具体的には以下の取り組み等を行っております。

- ア. コンプライアンスの推進を図るべく、コンプライアンス委員会を設置し、原則年に2回開催しております。当該委員会では、当社グループのコンプライアンス推進に関する方針の決定を行っており、必要な情報を当社取締役会に報告しております。また、社外の相談窓口を含む企業倫理相談窓口を設置し、潜在的なリスクの収集に努めております。
- イ. 執行役員等をメンバーとする経営会議、経営会議メンバーにマネジャー等の管理職やグループ各社の代表取締役社長を加えた業務執行責任者会議、都市ガス事業を営む関係会社の代表取締役社長等をメンバーとする都市ガスグループ会社会議をそれぞれ定期的に開催し、経営課題の把握と対応方針、解決策の検討を行うとともに、情報の共有化を図っております。
- ウ. 内部監査部門として、代表取締役社長執行役員直属の組織として監査室を設置し、当社および連結子会社の業務について監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役社長執行役員および常勤監査役に報告し、必要に応じて当該部門の責任者に対し、改善指示や提案等の措置を取るとともに、改善状況を確認するためにフォロー監査を実施しております。
- エ. 監査役会は、代表取締役社長執行役員および会計監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換を行っております。また、会計監査人は代表取締役社長執行役員と定期的に意見交換を行っております。
- オ. 内部統制の推進担当は、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、原則年に2回開催する内部統制委員会において、内部統制の整備・運用と適正な評価を行い、財務報告の信頼性の確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

科目	当期	科目	当期
資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
固定資産	71,160	固定負債	7,691
有形固定資産	54,819	長期借入金	4,373
製造設備	5,892	繰延税金負債	172
供給設備	34,213	退職給付に係る負債	3,045
業務設備	5,135	その他固定負債	99
その他の設備	7,481	流動負債	22,812
建設仮勘定	2,096	1年以内に期限到来の固定負債	1,712
無形固定資産	935	買掛金	9,571
投資その他の資産	15,406	未払金	3,140
投資有価証券	8,218	未払法人税等	2,089
長期貸付金	4,463	賞与引当金	423
繰延税金資産	987	配船調整引当金	2,900
その他投資	1,810	その他流動負債	2,976
貸倒引当金	△73	負債合計	30,503
流動資産	47,016	純資産の部	
現金及び預金	31,732	株主資本	79,721
受取手形及び売掛金	8,492	資本金	6,279
商品及び製品	307	資本剰余金	4,948
原材料及び貯蔵品	4,863	利益剰余金	69,583
その他流動資産	1,646	自己株式	△1,090
貸倒引当金	△25	その他の包括利益累計額	2,352
資産合計	118,177	その他有価証券評価差額金	2,341
		繰延ヘッジ損益	△218
		為替換算調整勘定	△104
		退職給付に係る調整累計額	333
		新株予約権	108
		非支配株主持分	5,491
		純資産合計	87,673
		負債純資産合計	118,177

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

科目	当期	科目	当期
費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	87,120	売上高	121,320
(売上総利益)	(34,199)		
供給販売費及び一般管理費	27,371		
(営業利益)	(6,828)		
営業外費用	231	営業外収益	794
支払利息	90	受取利息	98
為替差損	121	受取配当金	216
雑支出	18	持分法による投資利益	172
		雑収入	306
(経常利益)	(7,391)		
特別損失	143	特別利益	30
投資有価証券評価損	143	投資有価証券売却益	30
(税金等調整前当期純利益)	(7,278)		
法人税、住民税及び事業税	2,934		
法人税等調整額	△115		
(当期純利益)	(4,458)		
非支配株主に帰属する当期純利益	749		
親会社株主に帰属する当期純利益	3,709		
合計	122,145	合計	122,145

連結株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,279	4,950	67,095	△1,109	77,215
当期変動額					
剰余金の配当			△1,221		△1,221
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,709		3,709
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		7		19	27
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△9			△9
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△1	2,487	19	2,505
当期末残高	6,279	4,948	69,583	△1,090	79,721

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	3,020	6	△40	179	3,166	114	5,914	86,410
当期変動額								
剰余金の配当								△1,221
親会社株主に帰属する 当期純利益								3,709
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								27
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								△9
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△678	△224	△64	153	△814	△5	△422	△1,242
当期変動額合計	△678	△224	△64	153	△814	△5	△422	1,262
当期末残高	2,341	△218	△104	333	2,352	108	5,491	87,673

計算書類

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

科目	当期	科目	当期
資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
固定資産	60,449	固定負債	5,686
有形固定資産	39,656	長期借入金	2,888
製造設備	3,268	退職給付引当金	2,778
供給設備	29,671	その他固定負債	19
業務設備	4,305	流動負債	43,065
附帯事業設備	1,379	1年以内に期限到来の固定負債	1,362
建設仮勘定	1,031	買掛金	1,396
無形固定資産	685	未払金	1,898
借地権	505	未払費用	1,242
その他無形固定資産	179	未払法人税等	1,214
投資その他の資産	20,107	前受金	73
投資有価証券	5,931	預り金	56
関係会社投資	6,206	関係会社買掛金	5,792
社内長期貸付金	23	関係会社短期借入金	18,197
関係会社長期貸付金	6,468	関係会社短期債務	1,342
出資金	0	賞与引当金	256
長期前払費用	7	配船調整引当金	2,900
繰延税金資産	505	その他流動負債	348
その他投資	983	附帯事業未払金	6,664
貸倒引当金	△18	附帯事業流動負債	319
流動資産	48,311	負債合計	48,751
現金及び預金	30,752	純資産の部	
受取手形	11	株主資本	57,957
売掛金	5,775	資本金	6,279
関係会社売掛金	190	資本剰余金	4,230
未収入金	189	資本準備金	4,098
製品	51	その他資本剰余金	132
貯蔵品	230	利益剰余金	48,537
前払費用	104	利益準備金	801
関係会社短期債権	1,002	その他利益剰余金	47,735
その他流動資産	312	固定資産圧縮積立金	982
附帯事業未収入金	9,163	特別償却準備金	0
附帯事業流動資産	538	別途積立金	42,188
貸倒引当金	△10	繰越利益剰余金	4,563
資産合計	108,761	自己株式	△1,090
		評価・換算差額等	1,943
		その他有価証券評価差額金	2,162
		繰延ヘッジ損益	△218
		新株予約権	108
		純資産合計	60,009
		負債純資産合計	108,761

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

科目	当期
費用	
	百万円
売上原価	68,526
期首たな卸高	56
当期製品製造原価	989
当期製品仕入高	67,927
当期製品自家使用高	396
期末たな卸高	51
(売上総利益)	(21,454)
供給販売費	15,753
一般管理費	3,650
(事業利益)	(2,050)
営業雑費用	3,658
受注工事費用	1,134
その他営業雑費用	2,523
附帯事業費用	5,452
(営業利益)	(2,458)
営業外費用	172
支払利息	63
為替差損	107
雑支出	1
(経常利益)	(5,422)
特別損失	143
投資有価証券評価損	143
(税引前当期純利益)	(5,278)
法人税等	1,785
法人税等調整額	△ 180
当期純利益	3,673
合計	102,637

科目	当期
収益	
	百万円
ガス事業売上高	89,981
ガス売上	88,889
事業者間精算収益	1,091
営業雑収益	3,902
受注工事収益	1,087
その他営業雑収益	2,814
附帯事業収益	5,617
営業外収益	3,136
受取利息	102
有価証券利息	3
受取配当金	202
関係会社受取配当金	2,396
雑収入	431
特別利益	-
合計	102,637

株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金
当期首残高	6,279	4,098	124	4,223	801	1,008	7	38,188
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				-		△25		
特別償却準備金の取崩				-			△6	
別途積立金の積立				-				4,000
剰余金の配当				-				
当期純利益				-				
自己株式の取得				-				
自己株式の処分			7	7				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	7	7	-	△25	△6	4,000
当期末残高	6,279	4,098	132	4,230	801	982	0	42,188

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	6,078	46,084	△1,110	55,476	2,746	6	2,753	114	58,344
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩	25	-		-					-
特別償却準備金の取崩	6	-		-					-
別途積立金の積立	△4,000	-		-					-
剰余金の配当	△1,221	△1,221		△1,221					△1,221
当期純利益	3,673	3,673		3,673					3,673
自己株式の取得		-	△0	△0					△0
自己株式の処分		-	19	27					27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△584	△224	△809	△5	△815
当期変動額合計	△1,515	2,452	19	2,480	△584	△224	△809	△5	1,665
当期末残高	4,563	48,537	△1,090	57,957	2,162	△218	1,943	108	60,009

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

静岡ガス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、静岡ガス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、静岡ガス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

静岡ガス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、静岡ガス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第173期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第173期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月10日

静岡ガス株式会社 監査役会

常勤監査役 飯田 晃 司 印

監査役 丸野 孝 一 印

監査役 中井 元 印

監査役 谷津 良 明 印

(注) 監査役 丸野孝一、中井 元、谷津良明は、会社法第2条第16号、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

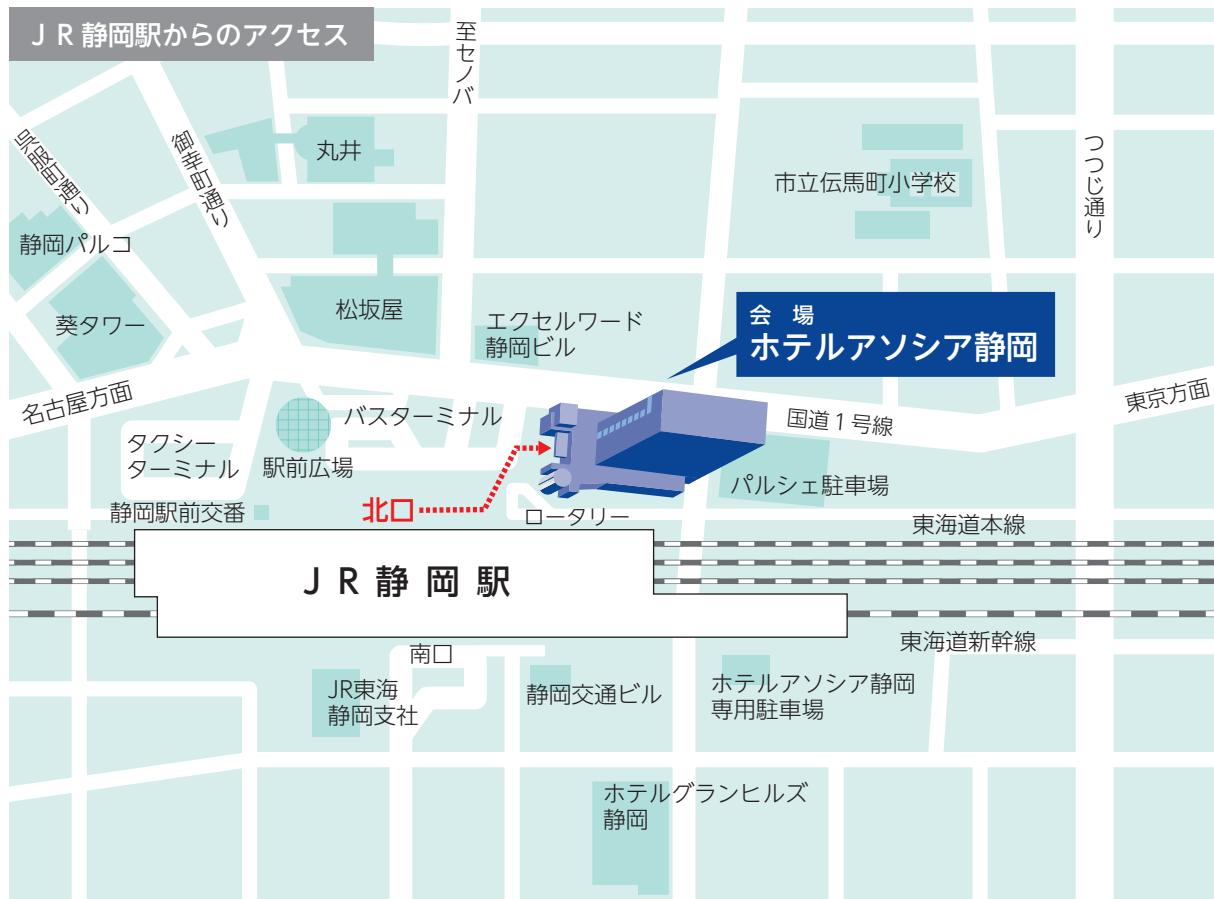
会場

ホテルアソシア静岡 3階「駿府の間」

静岡市葵区黒金町56番地 電話：054-254-4141

交通

JR静岡駅北口出て、右手すぐ（徒歩約1分）



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

